

※受付月日 平成28年9月 日

宮城海区漁業調整委員会委員選挙人名簿登載申請書

申請者 住所（事業所の所在地）

石巻市

ふりがな
(代表者)

氏名

印

石巻市選挙管理委員会 御中

海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令第1条の規定により、平成28年9月1日現在による漁業調整委員会委員選挙人名簿の登載を下記のとおり申請する。

番号	ふりがな 氏名 (法人の名称)	生年月日	漁業の種類	漁業日数			特別資格の有無	選挙権の判定
				漁業者としての 漁業日数	漁業従事者としての 漁業日数	合計		
1		大昭平 年 月 日						
2		大昭平 年 月 日						
3		大昭平 年 月 日						
4		大昭平 年 月 日						
5		大昭平 年 月 日						

(裏面の注意事項をよく読んでから記入してください)

(裏 面)

記 載 注 意

この申請に基づいて海区漁業調整委員会委員の選挙人名簿が作られます。
名簿に登載もれになりますと、たとえ選挙権があっても投票することができませんから
下記1のいずれかの1つに該当される方は、9月1日から9月5日までの期間内に申請して
ください。

1 選挙権を有する者の範囲

平成10年12月6日までに生まれた者であって、

(イ) 石巻市内に住所又は事業場を有する者で1年に**90日以上漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するもの**(法人を含む)・・・漁業法第86条の1項

(ロ) 海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であって、その委員又はその役員就任後上記(イ)に該当しなくなったため選挙権を失ったもの(この場合に該当するものは委員又は役員で、その任期中及び退任後最初に行われる選挙に限る)・・・漁業法第86条の3項

2 申請現在日 平成28年9月1日

3 申請期間 平成28年9月1日から9月5日まで

4 申請書の提出場所 石巻市選挙管理委員会事務局、各総合支所選管分室(市民生活課内)、各支所のいずれかに提出してください。

5 記入上の注意事項

(イ) 世帯を別にするもの又は法人はそれぞれ別の用紙を用いること。

(ロ) 『漁業者』とは漁業を営むものをいい『漁業従事者』とは、漁業者のために漁業に従事するものをいう。

(ハ) 上記1の(ロ)に該当する者は、特別資格の欄に○印をつけること。

6 選挙権の判定の欄は記入しないこと。

7 以上の外、記載についてわからないことがあれば、石巻市選挙管理委員会事務局(95-1111 内線5822~5824)に問い合わせください。